



台風第 19 号 関連情報

災害ごみ（自己搬入）の取り扱いについて



ターゲット 13.1

令和元年 11 月 1 日
郡山市生活環境部
3R 推進課
TEL：924-2181

【11/1 21:00 送信】

災害ごみについて、自己搬入の仮置き場を変更します。

◎ 災害ごみの取り扱い

自己搬入 [市民・事業者の方（中小企業に限る）]

○中田スポーツ広場（中田町下枝字沢目木 227）**11 月 2 日（土）までで閉鎖**

○逢瀬スポーツ広場（逢瀬町多田野字竹柄沢 1-1）現在受入中

○日和田スポーツ広場（日和田町字菖蒲池 52-13）**11 月 5 日（火）より開始**

平日（祝日含む）：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

土・日曜日：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

※自己搬入の際は、係員の指示に従ってください。

【市民の方】

搬入確認券の事前申し込みは不要ですが、入口にて氏名等の記入をいただきます。

【事業者の方（中小企業に限る）】

自己搬入の際は、り災証明書（コピー可）または、り災証明申請書のコピーの提示が必要となりますので、ご準備ください。

運搬業者に委託される場合は、排出事業者が運搬車両に同乗のうえ搬入願います。

※ 建築廃材及び処理困難物（危険物、薬品、製造工場の原材料や製品、製造用機械など）については、搬入できません。

※ 食品類を取り扱う業種において、既に自社で処分、または一時保管されている中小企業の方、その他判断が難しいものについては、3R 推進課へご相談ください。

◎なお、富久山クリーンセンターの復旧の見込が立ち次第、改めて家庭ごみの取扱いについて、ご案内いたします。